

## 平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

### 1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は約26万5千人（平成28年約25万7千人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約3万5千人（平成28年約3万3千人）で、課税割合は13.2%（平成28年12.8%）となっており、平成28年より0.4ポイント増加しました。

### 2 課税価格

課税価格の合計は5兆5,942億円（平成28年5兆2,818億円）で、被相続人1人当たりでは1億6,001万円（平成28年1億6,050万円）となっています。

### 3 税額

税額の合計は8,705億円（平成28年8,140億円）で、被相続人1人当たりでは2,490万円（平成28年2,473万円）となっています。

### 4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地40.1%（平成28年41.2%）、現金・預貯金等29.6%（平成28年29.4%）、有価証券15.5%（平成28年14.5%）の順となっています。

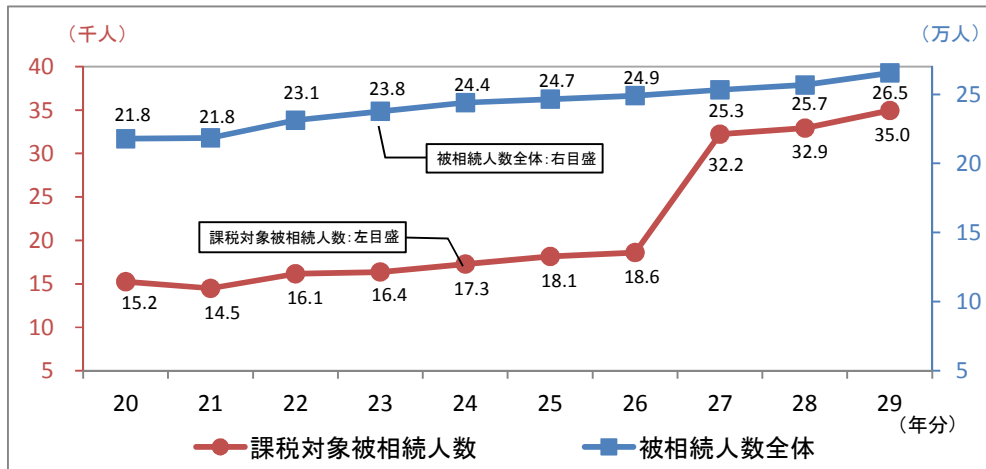
## 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1)	(注2)	対前年比	(参 考)
		平成28年分	平成29年分		全国に占める割合
①	被相続人数(死亡者数) <small>(注3)</small>	人 256,737	人 265,490	% 103.4	% 19.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 12,753 32,909	人 外 13,213 34,962	% 外 103.6 106.2	% 外 41.1 31.3
③	課税割合 (②/①)	% 12.8	% 13.2	ポイント 0.4	/
④	相続税の納税者である相続人数	人 74,484	人 78,088	% 104.8	% 31.3
⑤	課税価格 <small>(注4)</small>	億円 外 5,971 52,818	億円 外 6,164 55,942	% 外 103.2 105.9	% 外 38.5 35.9
⑥	税額	億円 8,140	億円 8,705	% 107.0	% 43.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 4,682 16,050	万円 外 4,665 16,001	% 外 99.7 99.7	/
⑧	税額 (⑥/②)	万円 2,473	万円 2,490	% 100.7	/

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

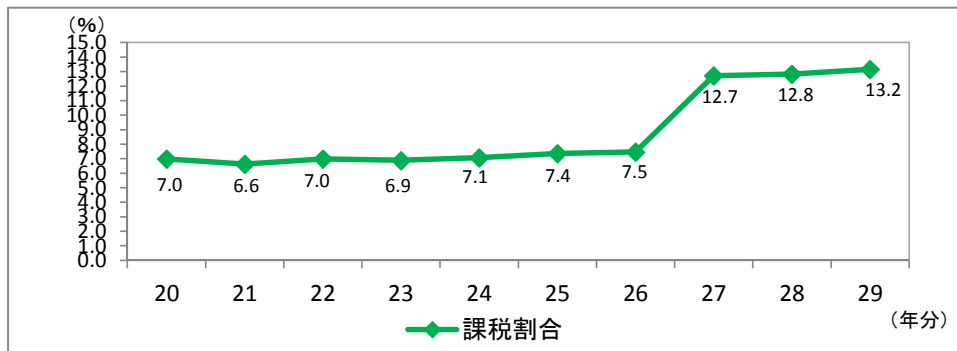
## 被相続人数の推移

(付表1)



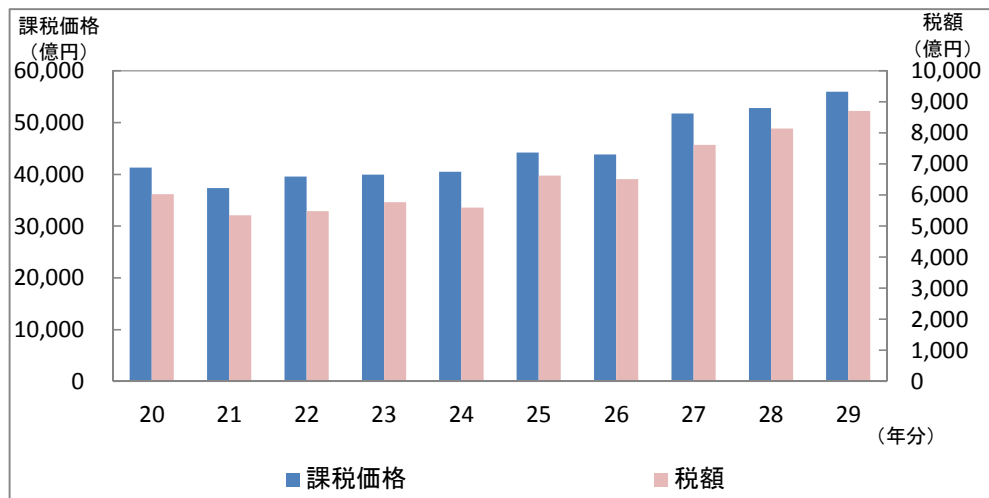
## 課税割合の推移

(付表2)



## 相続税の課税価格及び税額の推移

(付表3)



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続財産の金額の推移

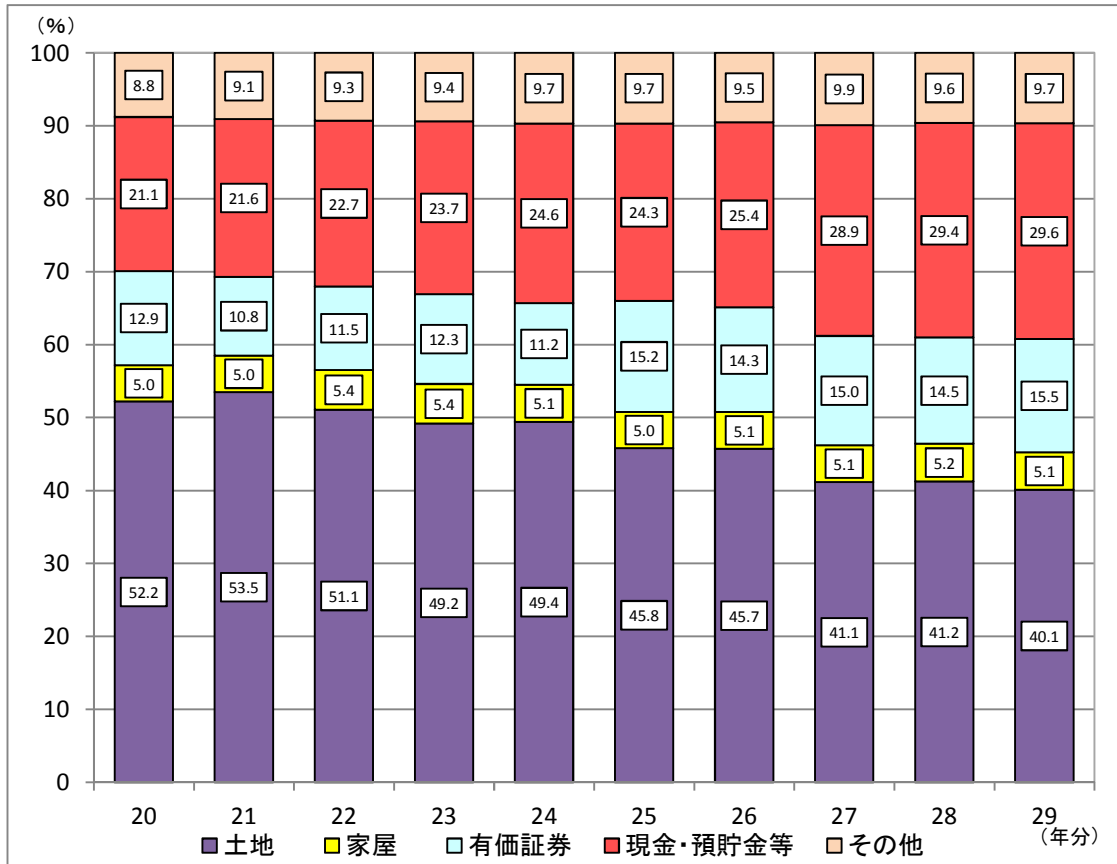
(付表4)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成20年	24,055	2,294	5,922	9,718	4,069	46,058
21	22,149	2,090	4,471	8,942	3,766	41,418
22	22,427	2,350	5,029	9,940	4,131	43,877
23	21,719	2,398	5,430	10,457	4,115	44,119
24	22,042	2,260	4,986	10,975	4,385	44,648
25	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続財産の金額の構成比の推移

(付表5)



(別表)

別表1 相続税の申告事績(千葉県)

項目		年分等		対前年比	
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>		
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 56,396	人 59,009	% 104.6	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,552 4,636	人 外 1,556 5,133	% 外 100.3 110.7	
③	課税割合 (②/①)	% 8.2	% 8.7	ポイント 0.5	
④	相続税の納税者である相続人数	人 10,418	人 11,199	% 107.5	
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	百万円 外 82,561 608,301	百万円 外 80,614 654,849	% 外 97.6 107.7	
⑥	税額	百万円 71,315	百万円 75,369	% 105.7	
⑦	1 被 人相 当続 た続 り人	課税価格 <sup>(注4)</sup> (⑤/②)	万円 外 5,320 13,121	万円 外 5,181 12,758	% 外 97.4 97.2
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,538	万円 1,468	% 95.5

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表2 相続財産の金額の構成比(千葉県)

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 2,534	億円 386	億円 921	億円 2,510	億円 814	億円 7,165
構成比	% 35.4	% 5.4	% 12.8	% 35.0	% 11.4	% 100.0

(別表)

別表1 相続税の申告事績(東京都)

項目		年分等		対前年比	
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>		
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 113,415	人 116,451	% 102.7	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 7,312 17,905	人 外 7,584 18,811	% 外 103.7 105.1	
③	課税割合 (②/①)	% 15.8	% 16.2	ポイント 0.4	
④	相続税の納税者である相続人数	人 40,748	人 42,480	% 104.3	
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	百万円 外 327,702 3,152,085	百万円 外 340,697 3,346,581	% 外 104.0 106.2	
⑥	税額	百万円 536,207	百万円 581,720	% 108.5	
⑦	1 被 人 相 当 続 た 続 り 人	課税価格 <sup>(注4)</sup> (⑤/②)	万円 外 4,482 17,604	万円 外 4,492 17,791	% 外 100.2 101.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 2,995	万円 3,092	% 103.3

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表2 相続財産の金額の構成比(東京都)

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	億円 14,259	億円 1,718	億円 6,374	億円 10,245	億円 3,377	億円 35,973
構成比	% 39.6	% 4.8	% 17.7	% 28.5	% 9.4	% 100.0

(別表)

別表1 相続税の申告事績(神奈川県)

項目		年分等		対前年比	
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>		
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	77,361 人	80,352 人	103.9 %	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	9,722 人 外 3,744	10,409 人 外 3,901	107.1 % 外 104.2	
③	課税割合 (②/①)	12.6 %	13.0 %	0.4 ポイント	
④	相続税の納税者である相続人数	21,948 人	23,050 人	105.0 %	
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	1,448,448 百万円 外 178,840	1,526,616 百万円 外 185,618	105.4 % 外 103.8	
⑥	税額	200,307 百万円	208,351 百万円	104.0 %	
⑦	1 被 人 相 当 た り 人	課税価格 <sup>(注4)</sup> (⑤/②)	14,899 万円 外 4,777	14,666 万円 外 4,758	98.4 % 外 99.6
⑧		税額 (⑥/②)	2,060 万円	2,002 万円	97.2 %

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表2 相続財産の金額の構成比(神奈川県)

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	7,361 億円	964 億円	2,052 億円	4,986 億円	1,604 億円	16,967 億円
構成比	43.4 %	5.7 %	12.1 %	29.4 %	9.4 %	100.0 %

(別表)

別表1 相続税の申告事績(山梨県)

項目		年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	9,565 人	9,678 人	101.2 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	646 外 145 人	609 外 172 人	94.3 外 118.6 %
③	課税割合 (②/①)	6.8 %	6.3 %	▲ 0.5 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	1,370 人	1,359 人	99.2 %
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	72,929 外 7,958 百万円	66,128 外 9,514 百万円	90.7 外 119.6 %
⑥	税額	6,139 百万円	5,103 百万円	83.1 %
⑦	1 被 人 相 当 た り 人	11,289 外 5,488 万円	10,858 外 5,532 万円	96.2 外 100.8 %
⑧		950 万円	838 万円	88.2 %

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表2 相続財産の金額の構成比(山梨県)

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	237 億円	38 億円	83 億円	243 億円	81 億円	682 億円
構成比	34.7 %	5.5 %	12.3 %	35.6 %	11.9 %	100.0 %